

平成31年度沼津市洪水避難対策方針検討業務委託 公募仕様書

1 業務目的

本業務は、狩野川水系、富士川水系及び新中川水系の河川氾濫を想定した、沼津市における洪水避難対策方針の検討により、市民の円滑な避難による人命等の被害の最小化、逃げ遅れゼロを目指すことを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務対象範囲

本業務における対象範囲は、沼津市内の狩野川水系の河川（狩野川、黄瀬川）、富士川水系の河川（高橋川、沼川）、新中川水系（新中川）の浸水想定により住民に影響を及ぼす範囲を基本とする。

なお、業務の実施にあたり、沼津市から「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」に記載の「電子化ガイドラインに基づき市町村に提供するデータ」を提供する。

(2) 洪水避難方針の基本概念的整理

- ・洪水避難方針検討に当たっての基本的概念について整理する。

(3) 地区別の浸水状況の分析と整理

計画規模の降雨及び想定し得る最大規模の降雨（以下、「最大規模の降雨」とする。）の2ケースについて、タイムラインなどの検討上の諸条件の整理として、分析・整理する。

- ・時間経過に応じたレーダによる降雨域、地上雨量等の気象状況、河川の水位波形を整理する。
- ・浸水想定区域図作成時の浸水氾濫データに基づき、全破堤地点の結果の包絡より算出した時間経過に応じた浸水区域・浸水深と、氾濫流到達時間・浸水継続時間を図化する。
- ・最大浸水深、氾濫流到達時間、浸水継続時間データに基づき避難対象エリアの条件を検討・設定し、避難人口を整理し図示する。

(4) 避難判断基準の検討

計画規模の降雨及び最大規模の降雨による浸水について、避難判断基準を検討する。

このうち、最大規模の降雨については、逃げ遅れゼロを目標としたタイムラインを踏まえた検討を行うものとする。

(5) 住民避難シミュレーションの実施

(3)で整理した地区別の状況及び(4)で検討した避難判断基準を踏まえ計画規模の降雨及び最大規模の降雨による浸水からの住民避難シミュレーションを実施する。

- 避難時間の算出

- ・(3)で整理した計画規模及び最大規模の降雨の2ケースの避難人口について、浸水範囲外となる避難施設等への避難パターン（同地区内での避難、市内での避難、広域避難など）を検討し、それぞれ避難に要する時間を算定・比較し、整理する。
- ・避難速度については、道路被害状況、年齢、性別による避難速度の違い、避難所周辺に住民が集中することによる避難速度の低下等を考慮すること。

●避難対象区域の整理及び利用可能な避難場所の整理

- ・避難所の想定浸水深の整理及び利用可能な避難所を整理し、浸水しない階層がある避難所を抽出する。

●利用可能な道路ネットワークの整理

- ・住民が利用する避難経路上の危険箇所及びボトルネック箇所を整理し、利用可能な道路ネットワークを整理し図示する。

●避難完了できない地域の整理

- ・避難開始から氾濫発生までに避難完了できない地域を整理し、図示する。

(6) 避難シミュレーション結果の整理及び具体的避難方法の検討

- ・(5)で実施した避難シミュレーションの結果を整理し、逃げ遅れゼロを目指した具体的避難方法を検討し、河川別・地区別（連合自治会単位）で整理する。

(7) 課題の解消に向けた対策の検討

- ・(3)における地区別の浸水状況の分析や(5)の住民避難シミュレーション実施などで把握した課題について解消に向けての対策を検討・整理する。
- ・その他、避難時の課題を整理、対策を検討する。

(8) 洪水避難対策方針（案）等の作成

- ・計画規模の降雨及び最大規模の降雨について、シミュレーション検討結果等に基づき、避難対象者、避難手段、避難先、避難のタイミング等を整理した洪水避難対策方針（案）と避難情報発令の判断基準となるタイムライン（案）を作成する。
- ・洪水避難対策方針（案）等については、有識者の意見を伺うこと。その選定に当たっては市と協議すること。なお、方針（案）については、今後、住民説明資料として使用することを踏まえて、地区別（連合自治会ごと）に取りまとめること。
- ・作成するタイムライン（案）については、各課が行う業務について整理すること。
- ・方針（案）概要版と説明用 PowerPoint データの作成。
- ・沼津市地域防災計画、沼津市水防計画、沼津市避難勧告等判断・伝達マニュアル、沼津市業務継続計画との調整事項を抽出し、見直し案も併せて提示する。

(9) 沼津市洪水避難対策方針検討会

洪水避難対策方針（案）の作成にあたり開催する沼津市洪水避難対策方針検討会において、会議資料作成、方針（案）の説明、及び会議録の作成を行い、会議運営を補助する。

検討会は、国、県、沼津市の関係機関と洪水避難方針についての検討を2回程度実施する。検討会における関係機関の意見を洪水避難方針（案）に反映する。

3 報告書作成及び成果品

本業務の成果を報告書として以下のとおり取りまとめる。

業務内容結果報告書	1部
製本	2部（A4版を基本とするが、書式は任意とする）
洪水避難対策方針（案）概要版	2部
電子データ（正副）	2セット（説明用 PowerPoint データも含む）

4 打合せ

打合せ協議は、着手時、中間時、納品時を予定しているが、事業の進捗に応じて適宜行う。

5 特記事項

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、必要に応じて現地調査を行い、計画対象範囲の状況を的確に把握する。
- (4) 受託者は、必要に応じて各地区において住民、事業所などにヒアリングを行う。
- (5) 受託者は、必要に応じて国や県などの関係機関との協議、調整を行う。
- (6) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）及び個人情報の保護に関する法令などを遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (7) 成果品に関する著作権及びそれに類する一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、沼津市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。